

旅館業の宿泊施設でMER S感染が疑われる場合の対応

令和3年4月1日現在（※今後の状況に応じて変更の可能性あり）

神戸市保健所

1 MER S感染を疑う要件

☆ 下記（1）または（2）に該当する場合、神戸市保健所へご相談下さい。

（1）発症前14日以内にアラビア半島又はその周辺諸国から帰国した場合

（①必須かつ②③のいずれかを満たす）

- ① 熱を伴う急性呼吸器症状（軽症の場合を含む）がある。
- ② 発症前14日以内に対象地域で医療機関を受診・訪問したことがある、
- ③ MER Sの確定患者又はヒトコブラクダとの接触歴がある。

（2）発症前14日以内に海外から帰国した場合（対象地域を問わない）

（④必須かつ⑤⑥⑦⑧のいずれかを満たす）

- ④ 発熱又は急性呼吸器症状（軽症を含む）がある。
- ⑤ MER Sが疑われる患者を診察、看護・介護した。
- ⑥ MER Sが疑われる患者と同居していた。
- ⑦ MER Sが疑われる入院患者と同じ病室・病棟に滞在した。
- ⑧ MER Sが疑われる患者の気道分泌物・体液等の汚染物質と接触した。

※（1）（2）のいずれも、他の感染症又は他の病因によることが明らかでないこと

2 感染が疑われる宿泊者（以下「該当者」という。）を把握した場合

① 該当者には、保健所の指示があるまで宿泊部屋で待機してもらう。

・該当者には部屋から出ないように依頼し、宿泊施設従業員は該当者の部屋に入室せず電話で対応する。

② 宿泊施設従業員（責任者）から、保健所保健課へ連絡する。保健所は、該当者から電話で直接聞き取り調査を行う。

【平日】8:45～17:30 078-322-6789

【平日時間外、休日】 各区役所代表電話

・該当者に、MER S感染が疑われる宿泊者がいること、また該当者の連絡先（携帯電話番号等）を保健所へ伝えることについて、同意を得ておく。

③ 該当者の聞き取り調査をもとに保健所と厚労省での協議後、保健所から該当者及び宿泊施設へ対応について連絡し、必要時には保健所の移送車で指定病院へ移送する。

3 感染拡大防止の対応

① 該当者が滞在した客室の清掃について

- ・清掃のために入室する場合は、マスク・手袋を着用し、まず部屋の換気を十分に行う。
- ・保健所の指示のもと、机・ドアノブ・スイッチなど、患者の咳・くしゃみなどに含まれたウイルスが付着した手で触れている可能性がある部分は、消毒用エタノールで消毒する。
- ・上記以外の清掃は、通常の方法にて行う。

② その他の利用客について

- ・該当者が診察・検査により患者として確定した場合は、保健所が本人や宿泊施設従業員から聞き取りし、患者の同行者等、濃厚な接触（2mを目安とする距離）があった人について、健康観察を行う。
- ・健康観察が不要な人へは、不安軽減を図る。

4 その他 日常の感染対策

- ・手洗いの励行とともに、咳のある者への対応には、マスク着用など感染防止に努める。

【内容についてのお問い合わせ】 各区保健センター又は神戸市保健所